

選 択 約 款

〔家庭用コージェネレーションシステム契約〕

2019年10月1日

幸手都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. その他	4
(付 則)	
1. この選択約款の実施期日	5
(別 表)	
1. 適用区分	6
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
3. 料金表A	7
4. 料金表B	7
5. 料金表C	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じて、当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(2)及び(3)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」・・・ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」・・・居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」・・・店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と、居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」・・・8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅で使用すること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5 kW以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約を希望されるお客さまは、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (3) この選択約款による料金の適用開始日は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始するお客さまが、この選択約款の申し込みをされた場合は、ガスの使用を開始した日（契約成立日とガスの使用を開始した日が同日の場合を含みます。）を適用開始日といたします。
 - ② 既に当社との他のガス使用契約を締結しているお客さまが、この選択約款の申し込みをされた場合は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を適用開始日といたします。
- (4) 当社は、この選択約款を解約又はガス小売供給約款に変更されたお客さまから、同一需要場所でのこの選択約款又は他の選択約款による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又はガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合には、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(3)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合は、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (3) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。この場合、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(3)のとおりといたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

85,290 円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した、トン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客様は、2(1)の規定に定めるこの選択約款の変更に意義がある場合には、この契約を変更又は解約できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には、相互に契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客様は、当社に直ちにその旨を連絡していただきます。

11. 精 算

10(2)なお書きの規定にかかわらず、お客様が4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款の規定に基づき算定した料金と、既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けることがあります。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

(付 則)

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款〔家庭用コージェネレーションシステム契約〕(以下「旧選択約款」といいます。)に基づき料金を算定するものといたします。
- (2) 当社は、2019年9月30日まで旧選択約款を締結していたお客さまで、2019年10月1日以降もこの選択約款が適用されるお客さまについては、旧選択約款による契約期間を廃止いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたしません(小数点以下の端数切り捨て)。

(算式)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	847.00 円
------------------	----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	211.81 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金を基に、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,640.00 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.16 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金を基に、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,520.00 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	111.16 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金を基に、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。